

成年後見関係事件の概況

～平成18年4月から平成19年3月～

最高裁判所事務総局家庭局

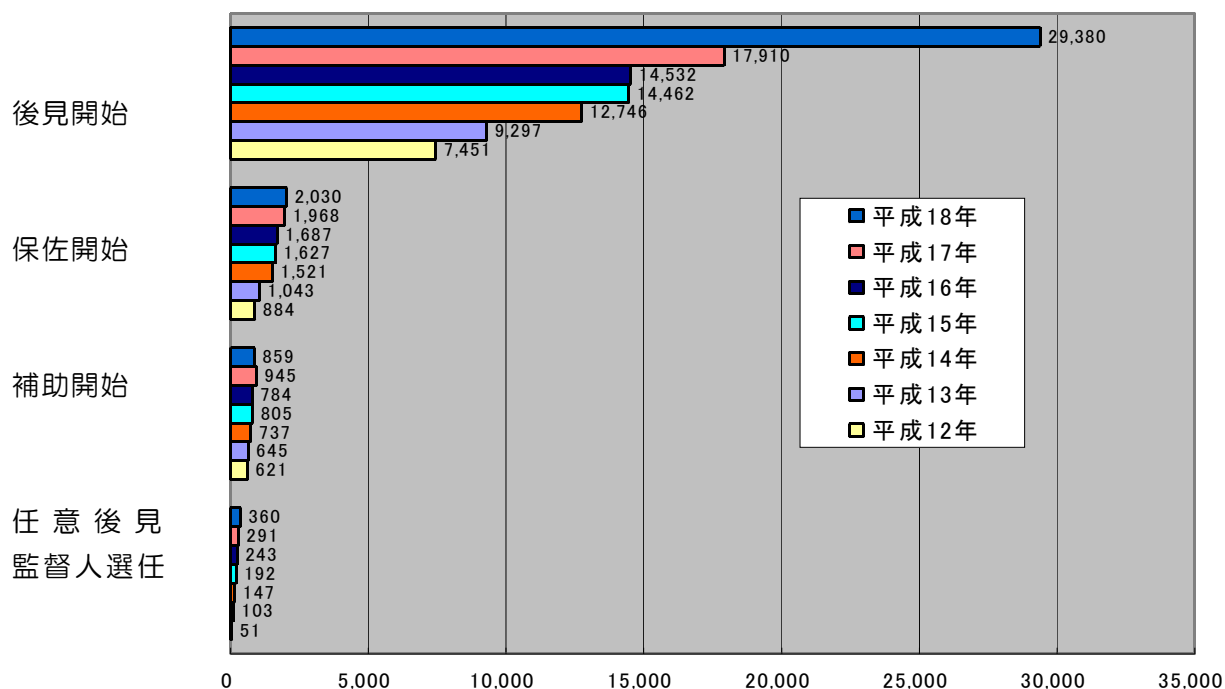
本資料は、平成18年4月から平成19年3月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況や終局した後見関係事件について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値はいずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものである。

1 申立件数について（資料１）

- 成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で３２，６２９件（前年は２１，１１４件）であり，対前年比約５５％の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は２９，３８０件（前年は１７，９１０件）で，対前年比約６４％の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は２，０３０件（前年は１，９６８件）で，前年比約３％の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は８５９件（前年は９４５件）で，対前年比約９％の減少となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は３６０件（前年は２９１件）で，対前年比約２４％の増加となっている。

（資料１） 成年後見関係事件申立件数表



（注１） 各年度の件数は，それぞれ当該年の４月から翌年３月までに申立てのあった件数である。

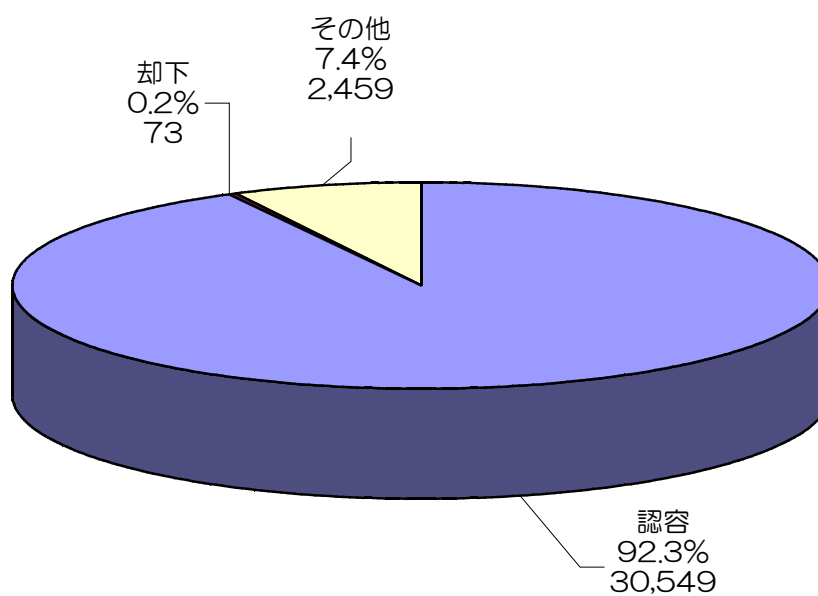
（注２） 平成１８年４月から平成１９年３月までの任意後見契約締結の登記は合計５，６１０件であり，１年目以降７年目までの登記件数累計は２０，５４８件である。

2 終局区分について（資料２）

- 成年後見関係事件の終局事件合計 33,081 件のうち、認容で終局したものは約 92%（前年は約 87%）である。

（資料２） 成年後見関係事件終局区分別件数表

(件数)	総 数	後 見 開 始			保 佐 開 始			補 助 開 始			任意後見監督人選任		
		認 容	却 下	その他	認 容	却 下	その他	認 容	却 下	その他	認 容	却 下	その他
全国	33,081	27,558	41	2,107	1,932	18	210	799	12	83	260	2	59



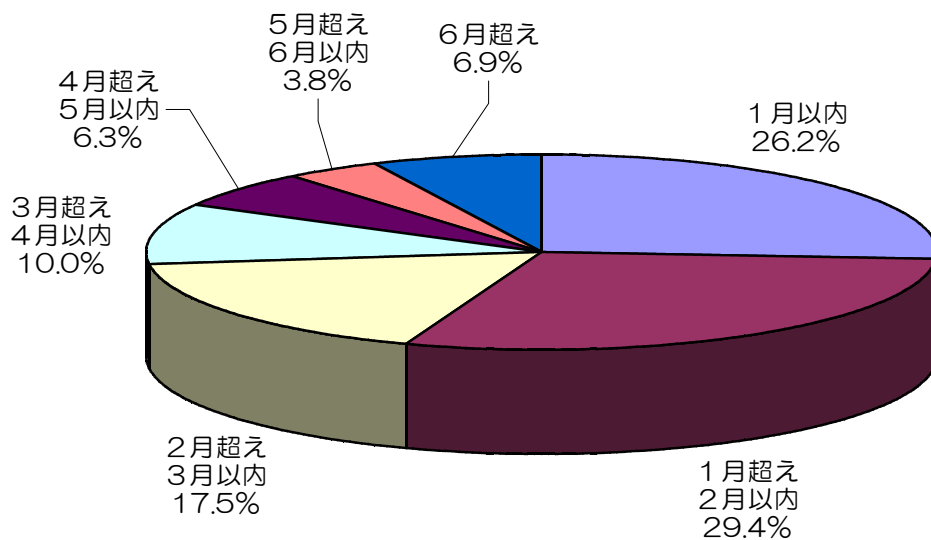
（注１） 平成１８年４月から平成１９年３月までに終局した件数である。

（注２） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計33,081件のうち、2箇月以内に終局したものが全体の約56%（前年は約35%）、4箇月以内に終局したものが全体の約83%（前年は約72%）であり、前年と比べて、審理期間が短縮している。

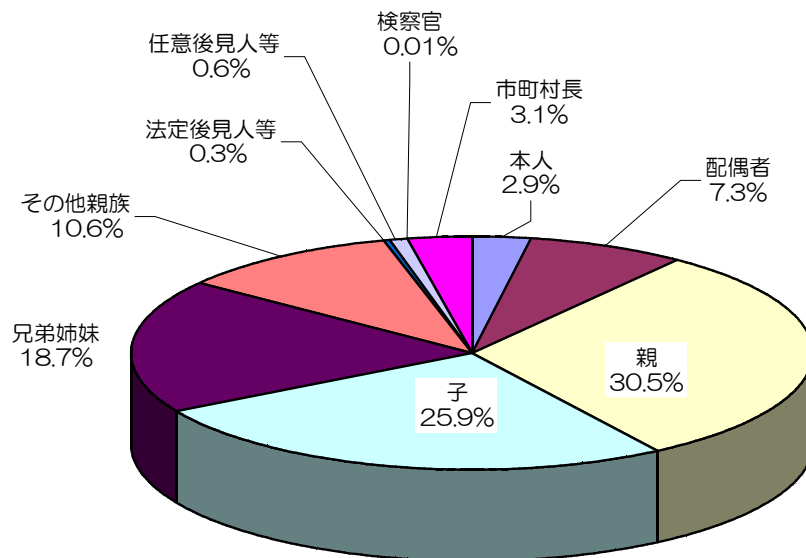
（資料3） 成年後見関係事件審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料 4， 5）

- 申立人については，本人の親が最も多く全体の約 31% を占め，次いで本人の子が約 26%，本人の兄弟姉妹が約 19%，配偶者その他の親族が計約 18% となっている。
- 市町村長が申し立てたものは 1，033 件（全体の約 3.1%）で，前年の 666 件に比べ増加した。

（資料 4）成年後見関係事件における申立人と本人との関係別割合



（注）平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までに終局した後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の総申立人数計 33,112 人に対する割合である。

(資料5) 成年後見関係事件の市町村長申立件数(家庭裁判所管内別)

家庭裁判所	件数
東京	199
横浜	146
さいたま	32
千葉	54
水戸	4
宇都宮	4
前橋	4
静岡	25
甲府	6
長野	12
新潟	9
大阪	113
京都	43
神戸	32
奈良	8
大津	28
和歌山	31
名古屋	19
津	14
岐阜	10
福井	5
金沢	5
富山	4

家庭裁判所	件数
広島	14
山口	11
岡山	20
鳥取	5
松江	9
福岡	27
佐賀	4
長崎	1
大分	13
熊本	13
鹿児島	9
宮崎	9
那覇	11
仙台	9
福島	10
山形	5
盛岡	4
秋田	1
青森	3
札幌	13
函館	1
旭川	7
釧路	4
高松	6
徳島	5
高知	2
松山	10
総数	1,033

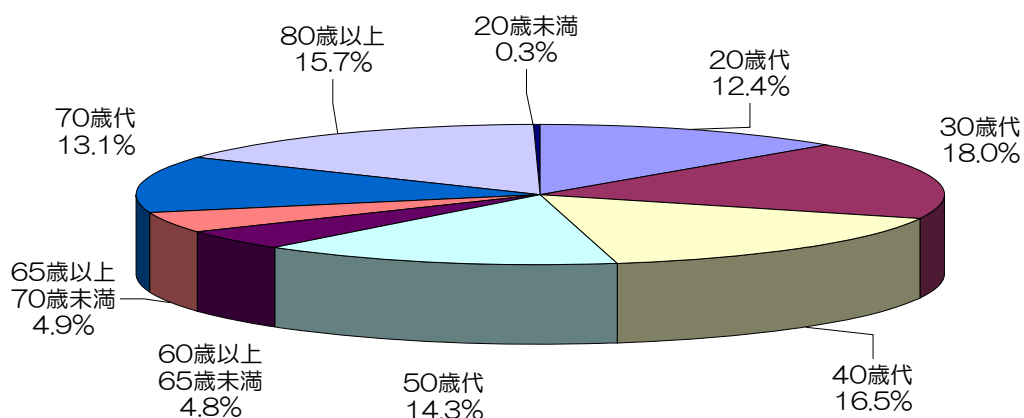
(注) 市町村長別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料 6）

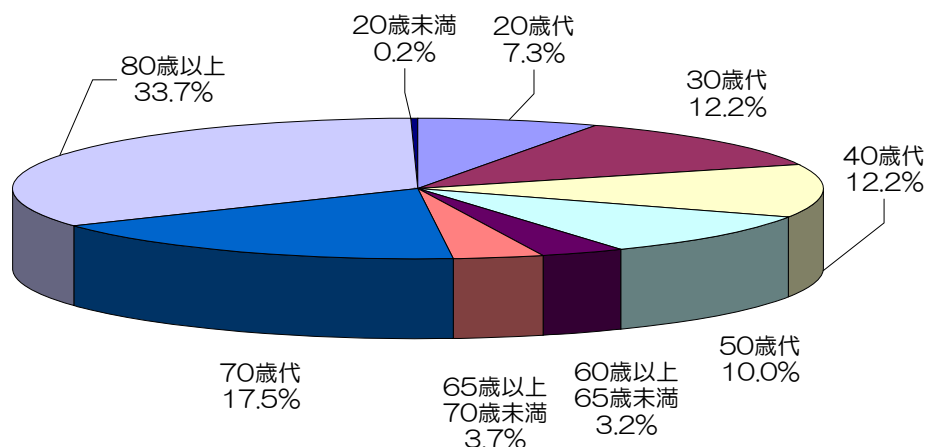
- 本人の男女別の割合は、男性が約 47%, 女性が約 53% である。
- 男性では、30 歳代が最も多く全体の約 18% を占め、次いで 40 歳代の約 17% となっている。
- 女性では、80 歳以上が最も多く全体の約 34% を占め、次いで 70 歳代の約 18% となっている。
- 本人が 65 歳以上のものは、男性では男性全体の約 34% を、女性では女性全体の約 55% を占めている。

（資料 6） 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合

（男性）



（女性）

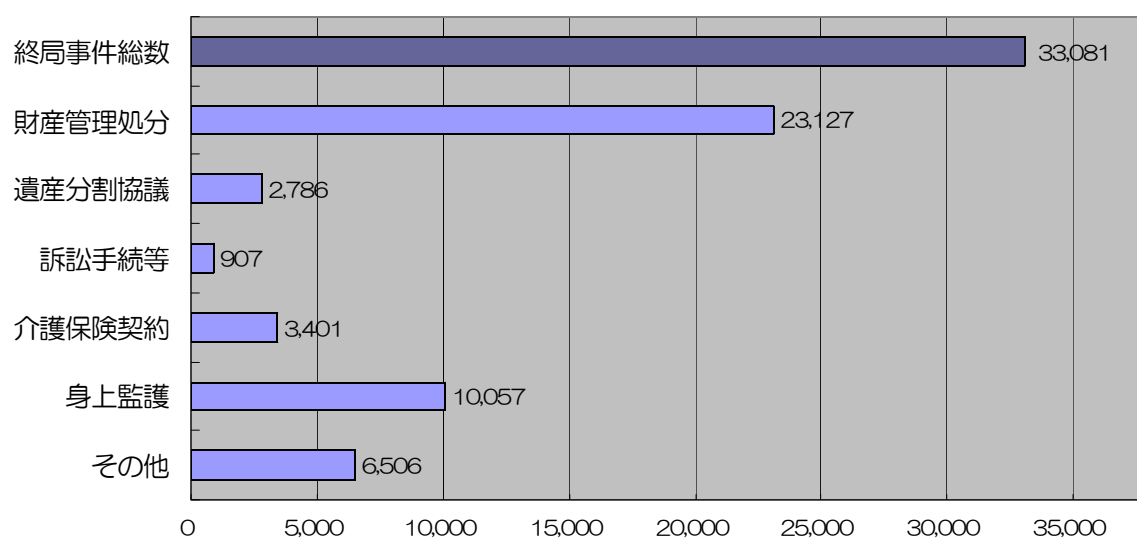


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、財産管理処分が最も多く、次いで、身上監護となっている。

（資料7） 成年後見関係事件における主な申立ての動機別件数



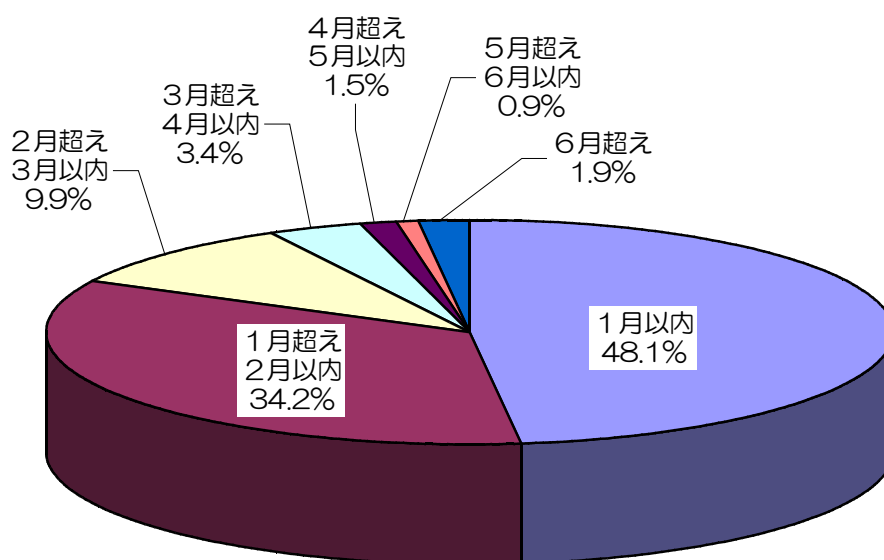
（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，終局事件総数と各動機別件数の合計とは一致しない。

7 鑑定について（資料8，9）

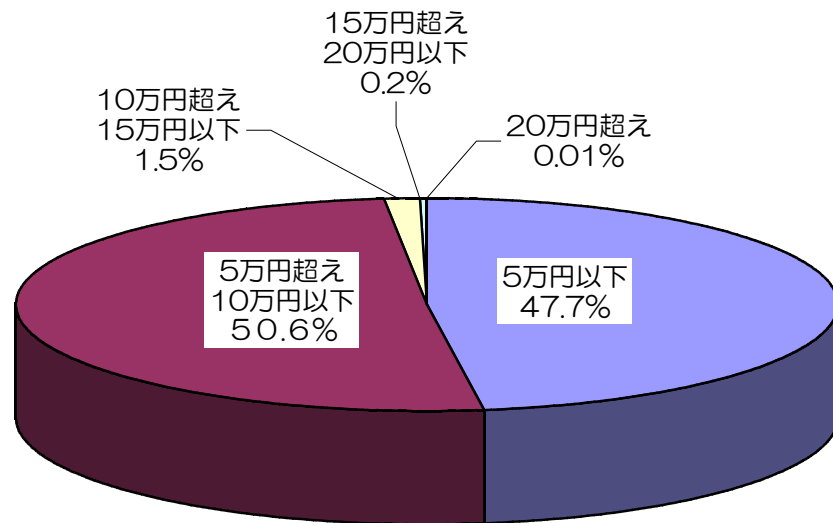
- 鑑定の期間については，1箇月以内のものが最も多く全体の約48%を占めている。
- 鑑定の費用については，5万円以下のものが全体の約48%となっており，全体の約98%の事件において鑑定費用が10万円以下であった。

（資料8） 鑑定期間別割合



（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち，鑑定を実施したものを対象とした。

(資料 9) 成年後見関係事件鑑定費用別割合

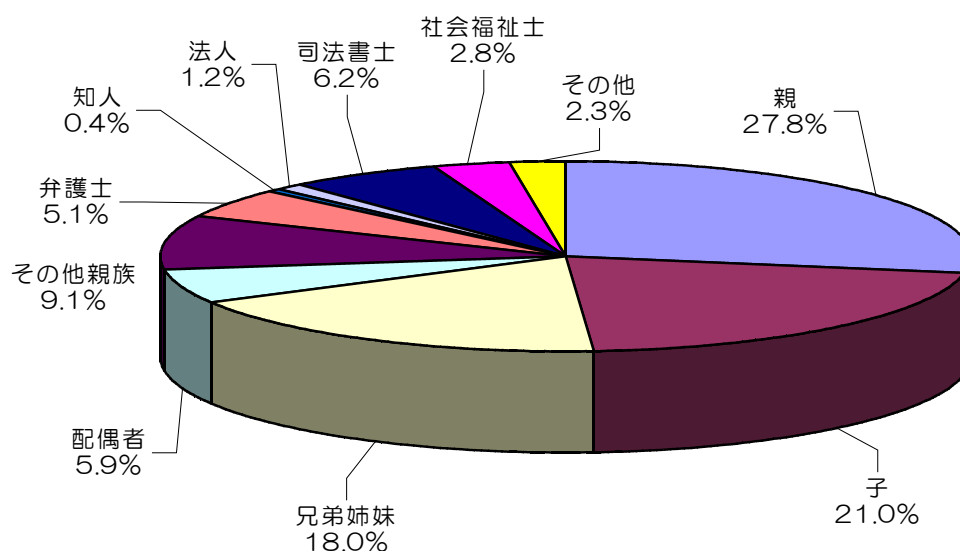


(注) 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち，鑑定を実施したものを対象とした。

8 成年後見人等と本人との関係について（資料１０）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、子、兄弟姉妹、配偶者、親、その他の親族が成年後見人等を選任されたものが全体の約８２％（前年は約７７％）を占めている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等を選任されたものは、全体の約１８％（前年は約２３％）であった。その内訳は、弁護士が１，６１９件（前年は１，３４５件）で、対前年比で約２０％の増加、司法書士が１，９６５件（前年は１，４２８件）で、対前年比で３８％の増加、社会福祉士が９０３件（前年は５８０件）で、対前年比で５６％の増加となっている。また、法人が成年後見人等を選任されたものは３７７件（前年は１７９件）で、対前年比で約１１１％の増加となっている。

（資料１０） 成年後見人等と本人の関係別割合



（注） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、認容で終局したものを対象とした。